

助成事業における交付決定の取消し等について

令和7年3月31日

(公財)東京都環境公社は、既存住宅における省エネ改修促進事業において、助成金の申請者から手続を代行した事業者1社が不正に助成金を申請していたことが判明したことから、令和7年3月31日付けで、既存住宅における省エネ改修促進事業交付要綱(令和5年5月19日付5都環公地温第788号)第15条第1項に基づき申請者に対して不交付決定を行うとともに、同日付けで、同要綱(令和4年6月21日付4都環公地温第698号及び令和5年1月27日付4都環公地温第2665号)第24条第1項及び第25条第1項に基づき、助成事業者に対して交付決定の取消し及び助成金の返還請求を行いましたので、お知らせします。

1 交付決定取消し等の理由

- ・ 手続代行者が、実際とは異なる施工会社が工事を実施したように偽った書類を公社に提出
- ・ 申請書では、本事業以外に併用していた助成事業の助成額を減算せずに助成金を申請

2 件数・金額

(1) 不交付決定	9件	不交付決定額	3,946,000円	(令和5年度事業)
(2) 交付決定取消し・返還請求	7件	返還請求対象額	3,259,000円	(令和4年度事業)